

〈報道発表資料〉

生活安全部 危機管理防災課

担当 課長 神原

電話 秘書広報課

048-996-2111（内線 423）



道路陥没事故の下水道破損に伴うさいたま市からの支援について（さいたま市公共施設の浴場入浴料を無料）

県道松戸草加線中央一丁目交差点付近で発生した道路陥没に伴う下水道使用制限への支援として、さいたま市内公共施設の浴場入浴料が無料となりました。

1 概 要

令和7年1月28日に発生した、県道松戸草加線中央一丁目交差点付近の道路陥没に伴う、下水道使用制限への支援として、さいたま市内公共施設の浴場入浴料が無料となりました。

2 日 時

令和7年2月4日（火曜日）から当面の間

3 場 所

- ・健康福祉センター「西楽園」
- ・老人福祉センター「東楽園」
- ・老人福祉センター「和楽荘」
- ・老人福祉センター「槻寿苑」
- ・桜環境センター

詳細につきましてはさいたま市のホームページを参照してください。

4 対象区域

八潮市全域およびその他使用制限がかかっている11市町（伊奈町、春日部市、川口市、越谷市、さいたま市（緑区・岩槻区）、幸手市、白岡市、杉戸町、草加市、蓮田市、宮代町）

5 持ち物

住所が確認できる公的機関が発行した本人確認書類（運転免許証等）を持参

6 備考

無料になるのは、入浴料のみ